

非常用発電設備の保安規定上の取扱いに関する 指示文書の受領について

平成23年4月11日
北陸電力株式会社

当社は、4月9日、原子力安全・保安院より指示文書「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）」を受領しましたので、お知らせします。

定期検査中の東北電力株式会社 東通原子力発電所1号機において、3台の非常用ディーゼル発電機のうち2台が点検中のところ、4月7日に宮城県沖で発生した地震により、残り1台の同発電機が稼動しましたが、その後トラブルにより停止し、3台全てが動作できない状態になりました。

これを受け、4月9日、原子力安全・保安院から、原子炉が冷温停止中においても、非常用発電設備の動作可能台数を2台以上（現行は1台以上）確保するため、保安規定の変更を4月28日までに速やかに行うよう指示がありました。

志賀原子力発電所においては、今回の同院からの指示についても的確に対応してまいります。

以 上

添付資料 非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）

非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）

平成23年4月7日宮城県沖地震が発生し、東北電力株式会社東通原子力発電所において外部電源が喪失し、非常用発電設備が起動し、電源の確保を行ったが、その後、外部電源が復旧したものの、非常用発電設備がトラブルにより停止し保安規定上の運転上の制限を逸脱したとの報告を受けた。

現行の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条第7号等の保安規定の原子炉施設の運転に関するもののうち、運転上の制限の解釈は、定期検査中等の冷温停止状態及び燃料交換（使用済燃料貯蔵槽に使用済燃料を貯蔵する場合を含む。以下同じ。）においては、原子炉ごとに非常用発電設備1台が動作可能であることを必要としている。しかし、先般の平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波による福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、電源の確保が極めて重要であることから、当該解釈を見直すこととし、原子炉ごとに、冷温停止状態及び燃料交換においては、必要な非常用交流高圧電源母線に接続する非常用発電設備が2台動作可能（同一発電所に複数炉ある場合には、必要な非常用交流高圧電源母線に他号機に設置された非常用発電設備から受給可能な場合の台数を含む。）であることを必要とすることとする。

については、先月30日に指示した電源車、消防自動車、消火ホース等の配備を含む緊急安全対策に直ちに着手することを求めるとともに、上記解釈を満たし、併せて緊急安全対策の一環である平成23年経済産業省令第11号の改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等による保安規定の変更を本年4月28日までに速やかに行うことを求める。

以上